

川崎市立図書館対面朗読実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）第2条第2号の規定に基づき、川崎市立図書館（以下、「図書館」という。）が行う視覚障害者等に対する図書館資料の対面朗読（以下、「対面朗読」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対面朗読の対象者)

第2条 対面朗読の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本市に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障害の程度の記載があるものとする。
- (2) 館長が特に必要と認めた者。

(対面朗読の登録)

第3条 対面朗読を希望する者は、対面朗読利用登録書（第1号様式）又は電話、はがき等により図書館に申込み、登録するものとする。

- 2 前項に規定する登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

(朗読者の登録)

第4条 対面朗読の朗読者を希望する者は、対面朗読者(読み手)登録書（第2号様式）により登録を行うものとする。

- 2 前項に規定する登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

(朗読者の要件)

第5条 朗読者は、朗読を行うに当たり必要と認められる研修等を修了しているもの又は他都市等で朗読ボランティアの実施経験を有しているものとする。

(対面朗読の朗読時間及び朗読場所)

第6条 対面朗読の朗読時間は、午前10時から午後4時30分までの1回2時間以内とし、事前に図書館に申込みものとする。

- 2 対面朗読の朗読場所は、図書館の対面朗読室等とする。

(対面朗読の図書等)

第7条 対面朗読に用いる図書等は、原則として、図書館資料によるものとする。

(報告書の作成)

第8条 対面朗読を実施したときは、図書館長は対面朗読実施報告書（第3号様式）を作成しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、図書館長が定める。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。従前の「川崎市立図書館視覚障害者図書館資料対面朗読制度の設置に伴う運営要綱」(昭和56年5月1日制定)は廃止する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

担当	係長	館長
----	----	----

対面朗読利用登録書

No.

ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日
住所	〒	電話番号	()
障害の程度		備考	
<p>年 月 日</p> <p>川崎市立図書館長 様</p>		継続 確認	① . .
			② . .
			③ . .
			④ . .

第2号様式

担当	係長	館長
----	----	----

対面朗読者(読み手)登録書

		No.	
ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日
住所	〒	電話番号	()
受講した研修		備考	
年 月 日 川崎市立図書館長 様		継続 確認	① . .
			② . .
			③ . .
			④ . .

